

議案第 1 1 号

新座市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新座市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 0 年新座市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬)</p> <p><u>第 1 3 条 団員の報酬は、月額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、次により月額報酬を支給する。</u></p> <p>団長 月額 19,000円</p> <p>副団長 月額 14,000円</p> <p>分団長 月額 11,000円</p> <p>副分団長 月額 10,000円</p> <p>部長 月額 7,500円</p> <p>班長 月額 7,000円</p> <p>その他の団員 月額 6,500円</p> <p><u>3 団員が、次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定めるところにより、出勤報酬を支給する。</u></p> <p><u>(1) 火災、風水害その他の災害に係る業務</u></p> <p><u>1日につき8,000円</u></p> <p><u>(2) 救難又は救助の業務 1日につき</u></p> <p><u>8,000円</u></p> <p><u>(3) 警戒の業務 1日につき3,500円</u></p> <p><u>(4) 訓練の業務 1日につき3,500円</u></p> <p><u>(5) 整備の業務 1日につき3,500円</u></p> <p><u>4 前項第1号の規定にかかわらず、団員が火災により業務に従事したが誤報によるものであった場合における同号の規定の適用については、同号中「8,000円」とあるのは「4,000円」とする。</u></p> <p><u>5 市長は、団員が火災、風水害その他の災害に係る業務に長期間にわたり従事したときその他特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において市長が必要と認める額を第3</u></p>	<p>(報酬)</p> <p><u>第 1 3 条 団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p>団長 月額 19,000円</p> <p>副団長 月額 14,000円</p> <p>分団長 月額 11,000円</p> <p>副分団長 月額 10,000円</p> <p>部長 月額 7,500円</p> <p>班長 月額 7,000円</p> <p>その他の団員 月額 6,500円</p>

項第1号に定める額に加算することができる。

(費用弁償)

第14条 [略]

2 前項に規定する場合を除き、団員が公務のため市外に旅行したときは、別表に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

3 [略]

(費用弁償)

第14条 団員が、次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定めるところにより、費用弁償を支給する。

(1) 火災、風水害その他の防災の業務 1回につき3,000円

(2) 救難又は救助の業務 1回につき3,000円

(3) 警戒の業務 1回につき2,700円

(4) 訓練の業務 1回につき2,700円

(5) 整備の業務 1回につき2,500円

2 [略]

3 前2項に規定する場合を除き、団員が公務のため市外に旅行したときは、別表に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

4 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

消防団員の出動報酬について定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。